

「過疎地域における一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）の輸送力補完のための
自家用自動車の有償運送の許可について」の一部改正に関する意見募集結果について

令和 7 年 2 月 2 1 日
国土交通省物流・自動車局

国土交通省では、令和 6 年 1 1 月 2 9 日（金）から令和 6 年 1 2 月 2 8 日（土）まで、
「過疎地域における一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）の輸送力補完のための自家
用自動車の有償運送の許可について」の一部改正に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、6 件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまと
めましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力い
ただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和 6 年 1 1 月 2 9 日（金）から令和 6 年 1 2 月 2 8 日（土）まで
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③ 意見提出方法：電子政府の総合窓口の意見提出フォーム、電子メール、FAX

2. 意見数

提出意見件

3. お問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局旅客課意見募集担当

電話番号：03-5253-8111（内線41-252）

※ 内容を適宜要約してとりまとめさせていただいております。

※ 今回の改正と直接的に関係がなかったご意見については、一部掲載されていないもの
もございます。これらのご意見につきましても内容を確認させていただき、今後の施策
の推進に当たって、参考とさせていただきます。

御意見の概要及び国土交通省の考え方

| ご意見の概要 | 国土交通省の考え方 |
|---|--|
| <p>稼働できる自家用車の数が、事業者と事業の用に供する車両数の範囲では足りない場合があると思慮する。</p> <p>30台など、ある一定数を決めて運用すべき。</p> | <p>原則、事業者が事業の用に供する車両数の範囲といたします。</p> <p>しかし、ご意見のとおり当該規定では車両数が足りない場合も考えられることから、「当該地域に所在する区域運行サービスの用に供する車両数が著しく少なく、地方運輸局長が必要と認める場合」については、事業者が事業の用に供する車両数の範囲を超えても良いこととします。</p> |
| <p>過疎地の産業振興の観点から柔軟な制度設計に改正されてほしい。</p> | <p>地方におけるより多くの移動ニーズに対応するため、過疎地域においても本制度を活用できるようにする予定でございます。</p> <p>今後も地方における移動の課題に対して、適切に対応してまいります。</p> |
| <p>都内などの都市部よりも過疎地域に重点的に自家用自動車の有償運送をすべきであるため、本改正は賛成。</p> <p>また、自家用車の運行になるため、犯罪防止の対策をしっかりと行ってほしい。</p> <p>さらに、自家用自動車を有償で運送する場合はタクシーよりも価格を抑えてほしい。</p> | <p>ご賛同いただきありがとうございます。</p> <p>また、その他のご指摘についても、今後の検討の参考にさせていただきます。</p> |